

徳島県規則第四十六号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

本則の第九条第五項中「請求」を「催告、請求」に改める。

本則の第四十五条第十一号イ中「その者」を「その者その他その経営に実質的に関与している者」に、「又はその支店若しくは」を「、その支店又は」に、「代表者」を「代表者その他その経営に実質的に関与している者」に改め、「（）が」の下に「暴力団又は」を加え、同号口を削り、同号八中「自己」を「、自己」に、「などした」を「等している」に改め、同号八を同号口とし、同号中二を八とし、ホの前に次のように加える。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用する等していると認められるとき。

本則の第四十五条第十一号ホ中「暴力団」を「、暴力団」に改める。

「 8 前 金 払 の 特 約
9 の 特 約
10 解体工事に要する費用等
の 特 約
11 建設発生土の搬出先等
の 特 約
12 解体工事に要する費用等
の 前 金 払 を する
」
に改める。
ことが出来る。

「 8 前 金 払 の 特 約
9 の 特 約
10 建設発生土の搬出先等
の 特 約
11 解体工事に要する費用等
の 前 金 払 を する
」
に改める。
ことが出来る。

附 則

- この規則は、令和四年十月一日から施行する。
- 改正後の徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約（変更契約を除く。）について適用する。